

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市公契約審議会		
開催日時	令和6(2024)年9月13日(金) 午前10時から午前11時05分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室5		
出席者	【委員】 望月恒男会長、鈴木智洋委員、野澤雄二委員、 鬼頭伸和委員、曾根篤委員、石川貴祥委員 【事務局】 小山市長(開会・諮問時)、村田副市長(答申時) 城総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、 森田総務課主幹、木戸総務課主幹、押領司総務課副主幹、 柴田総務課主査、畔柳総務課技師、藤島総務課主事		
次回開催予定日	令和7(2025)年1月21日(火)		
問合せ先	事務局(総務課) 担当 木戸、畔柳 電話 0561-32-8006(直通) メール keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	みよし市情報公開条例 第7条第5号の規定による
審議経過	1 開会 ○総務課長;只今より、令和6年度第1回みよし市公契約審議会を始めます。 2 委員委嘱 ○総務課長;初めに市長より、委嘱状の交付を行います。 (市長から鬼頭委員、曾根委員、石川委員へ委嘱状交付) 3 市長挨拶 ○市長;本日は、令和6年度第1回公契約審議会に大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。新たに就任いただきました3名の皆様、ありがとうございます。皆様からのお力添えをお願い申し上げます。 本日は労働報酬下限額の改定についての諮問をさせていただきます。 本市では、昨年度公契約条例を制定、施行しました。全国に公契約条例を施行している自治体は数多くございますが、いわゆる賃金条項型条例の事例は少ない状況です。 今後、国全体が賃上げを加速する中、私たち行政も適正労		

働・適正賃金をしっかり目指していかなければなりませんし、賃金体系の中で、労働者の皆様をしっかり適正賃金を出す意味で下限額を設定するのは非常に大事ですが、一方で、賃金上がることは、経営者側からするとその分負担が増えるという懸念をする側面も当然出てくると思いますので、労働報酬下限額の額についても、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただければと思っております。

そして、公契約条例であるため、私たち行政が発注する契約の持つ意味として、私達が目指す社会のあり方や契約のあり方に向け、政策誘導型の公契約にしていかなければいけないと私は思っております。

そうした趣旨もぜひお汲み取りいただいたうえで皆様から活発な議論をいただき、答申をいただければと思っております。皆様方のお力添え、御協力を心からお願い申し上げます。

4 会長挨拶

○望月会長；今回から3名の方に新任委員として加わっていただくことになりました。

当審議会ではみよし市の公契約の品質とサービスの向上に寄与するために、委員の皆様方からは忌憚のない御意見を出していただき、しっかりと審議していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

5 諮問（労働報酬下限額の設定について）

○総務課長；会議に先立ち、審議会への諮問事項がございますので、市長より諮問事項を会長へ手渡していただきます。

（諮問を読み上げ、市長から望月会長へ渡す。）

○総務課長；ここで、市長は他の公務のため退席させていただきますのでよろしく願いいたします。

6 報告事項

○総務課長；それでは、審議に移りたいと思います。諮問事項について、御審議いただきたいと存じます。

みよし市公契約条例施行規則第11条第1項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっております。望月会長よろしく願いいたします。

○望月会長；それでは、議事を進めさせていただきます。

(1) 令和5(2023)年度第1回公契約審議会における審議経過等について

○望月会長；報告事項「(1)令和5年度第1回公契約審議会における審議経過等について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局；資料1に沿って説明

○望月会長；では、事務局の説明につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。

○望月会長；ないようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 令和6(2024)年度公契約審議会スケジュールについて

○望月会長；では続いて、報告事項「(2)令和6年度公契約審議会スケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局；資料2に沿って説明

○望月会長；では、事務局の説明につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。

○望月会長；よろしいでしょうか。では、次の報告事項に移りたいと思います

(3) 本市の特定公契約の取組状況について

○望月会長；では続いて、報告事項「(3)本市の特定公契約の取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局；資料3に沿って説明

○望月会長；ありがとうございました。では、事務局の説明につきまして、御意見御質問等があればお願いいたします。

○委員；公契約条例の運用開始後、市や商工会に意見や苦情等がありますか。

○事務局；苦情や要望については、市としては直接受けていない状況です。

○委員；現場や運用で意見が出る等がないのであれば、概ねこのような方向性で議論をすれば大きな問題はないという理解ですね。わかりました。

○望月会長；その他、御意見、御質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようなので、審議事項に移りたいと思います。

7 審議事項

委託業務契約等及び指定管理協定に係る労働報酬下限額の設定について

○事務局；様々な計算方法で検討した結果、令和5年→令和6年の地域別最低賃金前年比を令和6年度労働報酬下限額（最低賃金プラス57円）に乗じて設定する形としたい。

【以下、非公開のため要約】

○委員；様々な計算方法が提示されたが、各案で職員の手間や準備期間等に差はあるか。

○事務局；特にないものと考えている。

○委員；契約期間が複数年度となる案件の取扱いは、昨年度審議をそのまま引き継ぐのか。また、対象となる案件にはどのようなものがあるか。

○引き続き同様の取扱いで続けたいと考えている。対象となる案件は、資料3の一覧表中、履行期間が令和7年4月以降の案件が該当する。

○委員；事業者側として、この金額及び人材募集の面でメリットや問題はあるか。

○委員；最低賃金は安すぎるので、金額的には上げて問題はなく、人材募集の面では賃金以上に働く環境の方が重視されると考える。

○委員；昨年度設定した労働報酬下限額が妥当であったのかの疑問はあるが、労使側双方や市民からも意見がないということであれば問題ない金額であったとも言える。現在の下限額をベースに最低賃金の変動率を加えるという手法は、一つの方向性としてはあり得る。

○委員；報告事項3において、市外業者の受注が多いとの説明だったが、市としてこの状況を是正したいと考えているか。

○事務局；業務委託の特定公契約の範囲が1,000万円以上であり、そのような大規模の業務委託契約を受注できる業者が市内にいない現状もあるため、悩んでいる状況である。

○委員；下限額を上げるほど、県外企業が有利になるという方向に働いていると考えられるため、下限額の上げ幅については政策的判断もあり得る。長い期間をかけて進めていくことであるとする。

○委員；条例制定の際、議会からの反対もしくは賛成意見はなされたのか。

○事務局；内容の質問は多く受けたが、特段の反対意見等はなかった。

○委員；今回基準を決定したら、来年度以降もそれに準ずるのか。

○事務局；基本的には今回の基準で引き続き検討を進めたい。今後、基準どおりの計算を行うことで支障が生じた場合

は、改めて御相談させていただきたい。

→事務局案どおりで決定

8 答申（業務委託契約等及び指定管理協定）

総務課長；会長から副市長に答申をお願いいたします。

○望月会長；それでは、答申します。令和6（2024）年9月13日付け6み総第236号で諮問のあった労働報酬下限額の設定について、みよし市公契約条例第6条第2項の規定により、次のとおり審議結果を答申します。

「業務委託契約等及び指定管理協定に係る労働報酬下限額の設定について、愛知県の地域別最低賃金に57円上乗せした金額とするのが妥当である。」

（望月会長から副市長へ答申書を渡す）

○副市長；慎重な審査をいただきありがとうございました。

本市の公契約を開始するにあたり、理念型ではなく、少しでも実効性を持たせたいという思いから、労働報酬下限額を入れていくということで進めてきました。

市の職員としても、市民の仕事に繋がる部分で何かできることがないかということ、契約に基づく特定公契約であるということを、それぞれの契約において常に意識しながら仕事を進めていきたいと思えます。

今後ともよろしく願います。

○総務課長；それでは以上をもちまして、令和6年度第1回公契約審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。